

# 第3回高津区上作延地区住居表示検討委員会

## 次 第

日 時：令和4年1月24日（月）午後3時から午後4時まで

場 所：高津区役所5階 第1会議室

1 挨拶 市民文化局戸籍住民サービス課長

2 議 題

- (1) 第2回検討委員会の内容の確認について
- (2) 上作延地区及び向ヶ丘地区の町界の取扱いについて
- (3) 新町名（案）について
- (4) その他

3 配付資料

資料1 第2回上作延地区住居表示検討委員会 摘録（案）

資料2 上作延地区及び向ヶ丘地区の町界の取扱い

資料3 新町名（案）について

（事務局）

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課

担当：田中、平山、萩本

電話：044-200-2736

上作延地区 住居表示検討委員会（第2回） 摘録（案）

日 時 令和3年11月17日（水）午後4時～午後5時10分  
場 所 高津区役所第2・3会議室  
出席者 上作延町会：浅田幾美（委員長）、水科宗一郎（副委員長）、  
三田敏幸、金子貞視  
上作延団地自治会：大滝登一（副委員長）  
上作延公社住宅自治会：吉村直、上作延第1自治会：加々見元弘、  
上作延第二住宅自治会：桑田仁  
不動ヶ丘共同住宅自治会：植木明、郷澄子（各委員、順不同）  
事務局 戸籍住民サービス課：渡辺課長、田中課長補佐、平山、萩本

【挨拶】 戸籍住民サービス課長

【議題1】 新町界案の検討について（資料1-1、1-2、1-3）

○事務局から小委員会が検討して選定した平瀬川北側・町割案及び平瀬川南側・町割案及び選定における議論の要点を説明。

<新町界案について：議論の経過>

委員：町の分け方がシンプルで分かりやすいので、私はこの案でよいと思う。

委員長：団地については、1つの町区域になるように配慮しているので問題ないと思う。他の委員も何かあれば御意見をいただきたい。

委員長：他に御意見なければよろしいでしょうか。  
（委員全員異議なし。）

【議題2】 新町界（案）のお知らせ（案）について（資料2）

○事務局から、上作延地区の新町界（案）資料2を説明。  
○事務局から、小委員会においてははじめに住居表示実施区域は市街化調整区域、向ヶ丘地区を対象区域外にすることを決め、実施区域を5つの町界にすることを決めたことを補足説明。

委員長：はじめに小委員会で住居表示実施区域は市街化調整区域を除くことを決め、たうえで実施区域を5つの町界にすることを決めた経過を明記したほうがよいのではないかと。

委員長：向ヶ丘地区については、上作延との町界の課題があるので実施区域から除くと表現するのはどうなのか。お知らせ案には向ヶ丘地区は区域外ですと書くことが無難だが、今述べたような課題があるので完全に対象外という表現を書くのは難しいのではないか。

委員：「向ヶ丘地区の取り扱い」というところを強調したほうがよい。

事務局：それはよいと思いますのでアンダーラインで強調します。上作延と向ヶ丘との町界の課題があることについて、「住居表示の実施予定区域について」の欄の4行目からの表現について、皆さんの御意見はどうか。

副委員長：上作延と向ヶ丘との町界の課題の件は「住居表示の実施予定区域について」の欄4行目からの文書の部分である。検討委員会では上作延と向ヶ丘の町界の課題については4行目から書いてあることだということを委員の共通認識として持っておくことが重要であると思うがどうか。

事務局：副委員長から御意見があったように、委員の皆様には4行目からの文が上作延と向ヶ丘の町界の検討だと御理解いただきたい。住民から問い合わせがあれば、上作延と向ヶ丘の町界の課題について検討していることについて説明する。

委員長：上作延と向ヶ丘の町界線を検討する表現については、この表現でよいと思う。

事務局：委員長から御意見があったことも含めて、この案でいかがでしょうか。  
(委員全員承認。)

副委員長：追加として、お知らせ案裏面の町界案の番号だが、〇丁目という町名と解釈されて独り歩きするのが心配なので、表現を変えた方がよいのではないか。

事務局：番号を黒点にするなど、町名と解釈されないように表現を修正する。

### 【議題3】新町名（案）について（資料3）

○事務局から上作延地区の新町名（案）資料3を説明。

- ・新町名（案）は次回の検討委員会から検討することで承認。

**【議題4】 その他**

- 次回の検討委員会の日程について、令和4年1月下旬に高津区役所で開催することを決定。

## 上作延地区及び向ヶ丘地区の町界の取扱いについて

### 1. 現況の町界と趣旨

現在、上作延地区と向ヶ丘地区の町界は公道、河川及び水路等の恒久的な施設で設定されておらず、民地の間を通っている箇所がある。このような箇所について合理的な町界とすることで、よりわかりやすい町とするため新町界について検討するものである。

### 2. 上作延地区及び向ヶ丘地区の町界見直し

- (1) 「住居表示に関する法律（第5条）」により、上作延地区と向ヶ丘地区の町界について合理的なものとするよう努めるため、次の方法について検討した。

- a. 公道等による簡明な境界線の設定により、向ヶ丘の区域を大きく上作延地区に取り込み、町区域の整形化を図る。
- b. 公道等による簡明な境界線の設定により、向ヶ丘の一部区域を上作延地区に取り込み、できる限り町区域の整形化を図る。
- c. 現町・字界どおり（従来の町・字区域を尊重）

### (2) 住居表示実施について過去の検討経過

- ・行政区画再編成（高津区と宮前区の分区）時に向ヶ丘地区を上作延地区に編入させるか、もしくは向ヶ丘の町名を変更するべきと答申されたため、昭和57年（1982年）に発足した1回目の住居表示検討委員会にて、向ヶ丘地区の上作延地区への編入を検討したところ、町名が変わることについて当該地域住民から反対が多く、合意が得られなかった。
- ・平成6年（1994年）に発足した2回目の住居表示検討委員会での検討においても、「向ヶ丘は地域住民にとって親しみのある町名である」として町名変更に反対する陳情書の提出がされた。
- ・今回の住居表示検討委員会発足前に、上作延町会が行った向ヶ丘住民への住居表示に関するアンケート（2017年8月実施）について、町名が変わることについて反対多数の結果であった。

### 3. 向ヶ丘地区の住民の意向

- ・昭和57年（1982年）から現在までの検討経過を鑑みると、向ヶ丘という町名に強い意識を持った住民が多いと考えられる。
- ・平成29年（2017年）に行われたアンケートの中で、町界の見直しで上作延への変更が見込まれる区域について、当該区域が属する町会支部の回答結果を確認すると、向ヶ丘の町名が変わることへの反対意見が多数であった。
- ・向ヶ丘の住民は少なからず向ヶ丘という町名に愛着なり親しみがああり、町名が変わることに抵抗がある。

### 4. 上作延地区検討委員会（小委員会）の結論（案）

- （1） 向ヶ丘地区に居住する住民にとって「向ヶ丘」という町名に愛着があり、親しみを感じている。
- （2） 住居表示実施の主旨からすると、町界付近に居住する一部の住民を上作延に編入することが望ましいが、「向ヶ丘」の町名が変わることに反対しており、理解を得ることが大変難しい。
- （3） 今回の住居表示検討委員会は、過去2回の住居表示検討委員会とは異なり、上作延地区における住居表示実施の検討を希望したことから始まったものであるため、上作延地区の住居表示実施が着実に進むことを重視すべきである。

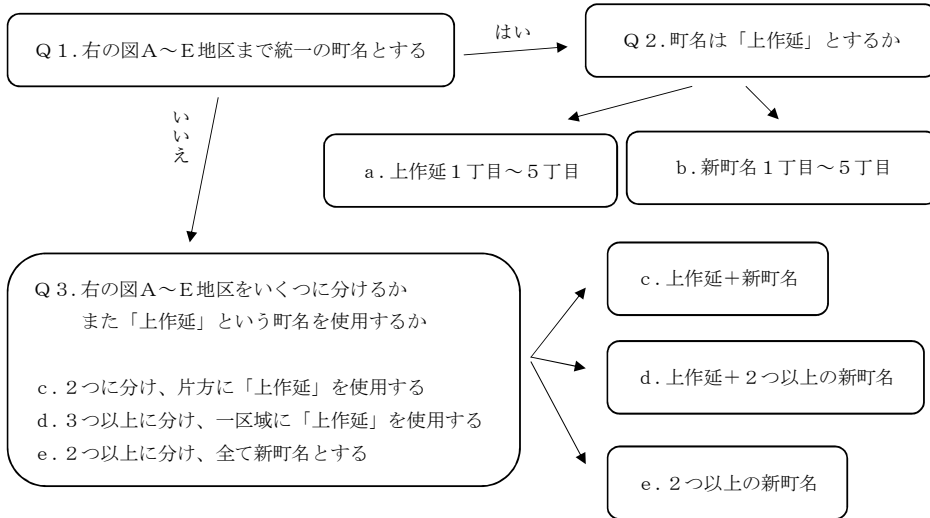
以上のことから、住民意見を尊重することとし、上作延地区及び向ヶ丘地区の町界の取扱いについては、現況のまま変更しないこととする。

## 上作延地区の新町名（案）について

### 1. 新町名（案）の検討

- (1) 新町界によって複数に分かれた町の名称を統一するか、複数にするか。
- (2) 「上作延」以外の新町名を設ける場合は新町界が新町名に適切か再検討する。

#### ★新町名の検討フロー



#### 【補足】

##### (1) 検討ポイント

- ・慣れ親しんだ町名を尊重する。  
→地元で呼ばれている名称は馴染みやすい。  
新しい名称は馴染みがないことから、受け入れられにくい。
- ・地名は土地の歴史を表し、由緒あるもの。  
→地名も大切な資産であり、安易に変更すべきものではない。

##### (2) 新しい町名にした場合

- ・郵便番号が新しくなる。  
→手続先によっては、住所変更の手続に時間がかかる。実施直後に手続できない。  
例) インターネット上で住所変更をする場合（プルダウンに表示されない）  
手続先のシステムに新郵便番号が反映されていない場合  
※いずれも管理会社が新郵便番号を更新した後、住所変更の手続が行える。

